

あっせん・仲裁の費用は？

申立手数料 * 申立人10,000円(消費税別途)

申立時に申立人にお支払い頂きます。申立が受理された後は原則として返還しませんが、例外として相手方が1回も出席されずに終了した場合に限り、半額をご返還します。

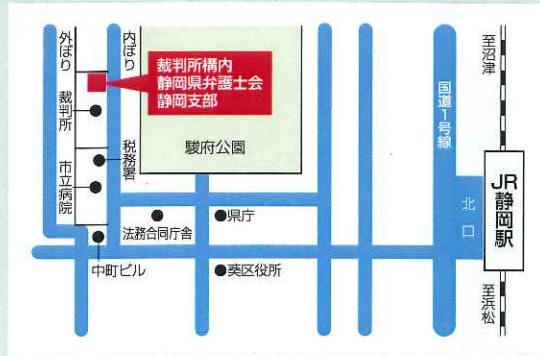
成立手数料

和解が成立した場合、仲裁判断がなされた場合、和解契約書・仲裁判断書に記載された解決額を基準として、次の割合の成立手数料を申立人と相手方が按分してお支払い頂きます。按分の割合は、あっせん・仲裁人が決定します。

* 申立人・相手方が双方按分して—

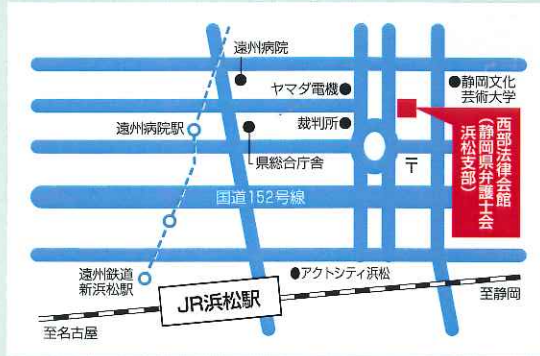
- 100万円まで 8%
- 100万円超～200万円まで ... 5%+ 3万円
- 200万円超～500万円まで ... 3%+ 7万円
- 500万円超～5,000万円まで... 2%+12万円
- 5,000万円超～1億円まで ... 1%+62万円
- 1億円超～ 0.5%+112万円
(消費税別途)

ご案内図



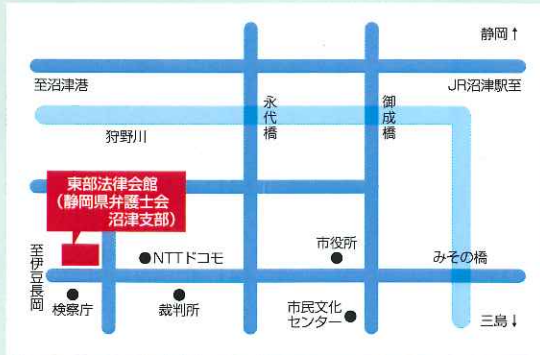
静岡支部

〒420-0853 静岡市葵区追手町10-80 TEL.054(252)0008



浜松支部

〒430-0929 浜松市中区中央1-9-1 TEL.053(455)3009



沼津支部

〒410-0832 沼津市御幸町24-6 TEL.055(931)1848

弁護士会の紛争解決

あっせん 仲裁

身近なトラブルお気軽に

信頼できる弁護士会をご利用ください



* このリーフレットをご覧になってお気軽にお問い合わせください。



静岡県弁護士会
Shizuoka Bar Association

あっせん・仲裁センター



Q&A 早わかり あっせん・仲裁

◎ どんなときに利用するのですか？

各種の事故の損害賠償、金銭のトラブル、離婚、相続問題、給料の未払い等、様々な事案に幅広くご利用ください。

◎ “あっせん”って何ですか？

あっせんとは、あっせん人があなたと相手方双方の言い分をよく聞いた上で、解決（和解）できるよう努力することです。

◎ “仲裁”って何ですか？

仲裁は、双方が仲裁人に判断を任せるという合意（仲裁合意といいます）をした上で、仲裁人の判断に従うことにより紛争を解決することです。

◎ どんな人があっせん・仲裁してくれるのですか？

法律・紛争解決の専門家である弁護士（経験5年以上）が、あっせん・仲裁人になります。

◎ どのくらい時間がかかりますか？

3ヶ月以内の解決を目指します。
解決の見込みがないときは、手続きを中止（不調といいます）することもあります。

トラブルの雨のち晴れ…
静岡県弁護士会にお任せください。

申立から紛争解決・和解までのながれ

